

2023年12月13日

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会  
製品水委員会 品質規格部会  
サーバー委員会 技術部会

### ポジティブリスト制度について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2020年6月1日に施行された『器具・容器包装のポジティブリスト制度（対象：合成樹脂）』の経過措置期間が2025年5月31日で終了します。（食品衛生法第18条 第3項の新設）

施行まで残り期間が約1年半となりました。

別紙1の【器具・容器包装のポジティブリスト制度のポイント】をご確認いただき、対応に不備が無いように宜しくお願い致します。

経過措置期間が経過した後は、同制度の ※1別表第1 に記載されていない物質は使用できなくなります。ご注意ください。

※1別表第1：「対象となる合成樹脂（[000625490.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)）」で確認できます。

敬具

### 記

《ポジティブリスト制度》

ポジティブリスト制度についての詳細は、下記の食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について\_厚生労働省 のサイトでご確認ください。

[食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

製品水委員会 品質規格部会、サーバー委員会 技術部会では、宅配水業界の健全なる発展を目指して参りますので、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association

## 【器具・容器包装のポジティブリスト制度のポイント】

## 《対象物》

主となる対象物	
充填設備器具	量水器以降（自社管理部分）で製品水（原水含む）や製品に添加される添加物が接触する合成樹脂 ※ボトル等の洗浄で使用する洗浄水が通るラインは対象外
ウォーターサーバー	製品（飲用）水が接する合成樹脂
ボトル	製品（飲用）水が接する合成樹脂
ボトルキャップ	製品（飲用）水が接する合成樹脂
その他の容器包装	製品（飲用）水が接する合成樹脂

## 《立場の役割（対応）》

立場での役割（対応）	
①原材料製造事業者 ・原材料製造事業者	求めに応じ、対象物がポジティブリスト制度適合を確認できる情報を提供する
	②の事業者へ情報を提供する ※開示は努力義務
②容器等製造事業者 ・ウォーターサーバー製造事業者 ・ボトル製造事業者 ・ボトルキャップ製造事業者 ・充填設備製造事業者	ポジティブリスト制度適合を確認できる情報を提供する
	①の事業者へ情報提供を要求する ※①の開示は努力義務となるため非開示の場合は適合性を検疫所に説明できる資料等を要する
	③の事業者へ情報を提供する（義務）
③容器等販売事業者 ・ウォーターサーバー輸入・販売事業者 ・ボトル輸入・販売事業者 ・ボトルキャップ輸入・販売事業者 ・充填設備輸入・販売事業者 ・宅配水販売事業者（製造委託先）	ポジティブリスト制度適合を確認できる情報を提供する
	②の事業者へ情報提供を要求する
	④の事業者へ情報を提供する（義務）
④食品製造・販売事業者 ・ウォーターサーバー販売事業者 ・宅配水製造事業者 ・宅配水販売事業者	ポジティブリスト制度適合を確認できる情報を提供する
	③の事業者へ情報提供を要求する
	※⑤の消費者への開示は任意
⑤消費者	

## (特記)

- ・ ポジティブリスト制度における情報伝達は、販売の相手方に対する義務のため、各商流において

事業者（商社）が入る場合、その事業者は販売の相手方に対し、適合を確認できる情報を提供する義務があります（購入側は情報提供を要求できる）。

#### 《情報の伝達方法について》

- ・ ポジティブリスト制度適合に関する情報伝達方法の手段の定めはありませんが、事後的に確認できる書類が必要です（口頭のみはNG）。
- ・ 施行通知令和元年11月7日 生食発1107第1号より、契約締結時における仕様書、入荷時の品質保証書等、その他法第18条3項の規定の適合性等を傍証する書類等の活用も可能であると考えます。

#### 《輸入時の手続きについて》

- ・ 検疫所にポジティブリスト制度へ適合した製品の輸入であることが説明できる資料の用意が必要となります。
- ・ 適合性を説明する資料に書式の定めはありません。  
※説明用の資料として書式例（別紙2【食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度適合確認書】）を添付いたしますのでご活用ください。
- ・ 最終的に、輸入する製品のポジティブリストの適合性は、食品等輸入届出書の備考欄に記載します。
- ・ 海外（生産国）のポジティブリスト制度と日本国のポジティブリスト制度では、対象となる合成樹脂や、その基準等に違いがあります。必ず日本国のポジティブリスト制度適合であることを確認して下さい。

#### 《対象となる合成樹脂》

対象となる合成樹脂
下記のサイトでご確認ください。 <a href="#">000625490.pdf (mhlw.go.jp)</a>

対象外の材質
・ ステンレス等の鋼材（金属） ・ シリコン樹脂 ・ ゴム ・ ガラス ・ 陶磁器 ・ 紙 ・ 木 ※食品接触面に合成樹脂等が貼られている場合は、対象となる。 ※印刷に用いられるインキや、ラミネートフィルムの中間層に用いられている合成樹脂や接着剤など、食品に直接接触していなくてもこれらの物質が一定量（健康を損なうおそれのない量＝食品あたり0.01 mg/kg）を超えて食品に移行する場合は対象となる。

#### 《従来の溶出試験について》

- ・ ポジティブリスト制度は、改正前の規制に上乗せをした規制になるため、（改正前の規制は、引き続き、遵守が必要）、ポジティブリスト制度の経過措置期間の終了後も、従来通りの溶出試験（食品用器具・容器包装の試験）は、必要です。

#### 《2020年6月1日以前に製造された設備機器、サーバー、ボトルキャップ等について》

- ・ 2020年6月1日以前(ポジティブリスト制度開始以前)に販売、製造、輸入又は営業上使用されている器具又は容器包装については、改正後の食品衛生法を適用しないこととされています。
- ・ 使用している器具の製造会社が倒産してしまった場合でも、2020年6月以前に製造や販売がされたものや、使用していたものであれば、適用対象外のため、使用しても問題ありません。但し、同じ製品や部品であっても2020年6月1日以降に新たに製造や販売されたものはポジティブリスト制度の対象となります。

(特記)

- ・ 2025年6月1日以降は、ポジティブリスト制度適合証明(確認書等)の証が無い限り、販売等を行なうことはできません。
- ・ 交換部品に関しても、2025年6月1日以降は、ポジティブリスト制度適合品を使用しなければなりません。

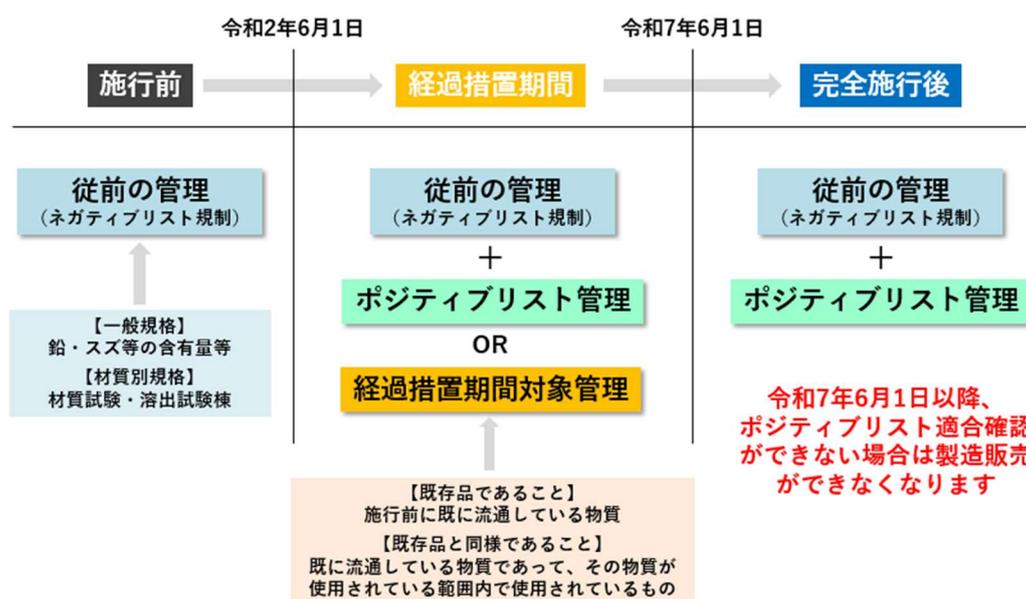
製造・販売	2020年6月以前に製造・販売した対象品	2020年6月1日以降に製造、販売した対象品
対象品	・ 充填設備 ・ サーバー ・ 交換部品 ・ ボトル ・ ボトルキャップ 等	・ 充填設備 ・ サーバー ・ 交換部品 ・ ボトル ・ ボトルキャップ 等
対応	・ 2020年6月1日以降に販売する場合は、ポジティブリスト制度の対象となる為、ポジティブリスト制度適合証明(確認)が必要です。	・ 全て、ポジティブリスト制度適合対象となります。 ・ ポジティブリスト制度適合証明(確認)が必要です。

ポジティブリスト制度についての詳細は、下記の食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について [厚生労働省](http://www.mhlw.go.jp) のサイトでご確認ください。

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://www.mhlw.go.jp)

以上

### ● ポジティブリスト制度の概要



別紙 2

会社名→ \_\_\_\_\_  
部署名/担当者→ \_\_\_\_\_  
会社住所→ \_\_\_\_\_  
電話番号→ \_\_\_\_\_  
  
社印→ \_\_\_\_\_ (印)

食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度適合確認書

食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度対象となる次の製品について、以下の適合性を確認しております。

製品(部品)名: 多数の場合は、別紙

品番: 多数の場合は、別紙

対象部位: 必要に応じて記載、多数の場合は、別紙

生産国: 多数の場合は、別紙

製造所(メーカー)名: 多数の場合は、別紙

適合状況: 下記の  ① または、 ② に該当

※ 該当にを入れています。

- ① 食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示 370 号)第 3 器具及び容器包装の部 A 器具若しくは、容器包装又は、これらの原材料の一般の規格 8 に適合している。
- ② 経過措置対象のもの(令和 2 年 6 月 1 日以前に販売され、販売用に供するために製造され、若しくは、輸入され、又は、営業上使用されている器具又は、容器包装に使用されていた物質(合成樹脂の原材料に限る。)を使用されている範囲内で使用し、製造又は、輸入された器具又は、容器包装)は、令和 7 年 5 月 31 日までは、規格基準(別表第 1)に掲げられているものとみなすことができる。

以上